

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	ステーブルコインに対する規制を始めとするマネロン等 対策 －資金決済法等改正案の概要及び論点－
著者 / 所属	渡邊 将史 / 財政金融委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	445号
刊行日	2022-4-28
頁	20-29
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20220428.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

ステーブルコインに対する規制を始めとするマネロン等対策

— 資金決済法等改正案の概要及び論点 —

渡邊 将史

(財政金融委員会調査室)

1. 本法律案の提出の経緯
 - (1) 金融分野におけるデジタル化の進展
 - (2) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策
 - (3) 金融審議会における検討
2. 本法律案の概要
 - (1) 電子決済手段等への対応
 - (2) 銀行等による取引モニタリング等の共同化への対応
 - (3) 高額電子移転可能型前払式支払手段への対応
3. 主な論点
 - (1) ステーブルコインに対する規制の在り方
 - (2) 為替取引分析業者の適切な規模等
 - (3) 高額電子移転可能型前払式支払手段の範囲

政府は2022年3月4日、「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」(以下「本法律案」という。)を閣議決定の上、第208回国会(常会)に提出した(閣法第47号)。本法律案は、金融のデジタル化等に対応し、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るため、電子情報処理組織を用いて移転することができる一定の通貨建資産等である電子決済手段の交換等を行う電子決済手段等取引業及び複数の金融機関等の委託を受けて為替取引に係る分析等を行う為替取引分析業の創設等の措置を講ずるものである。

本稿は、「金融審議会資金決済ワーキング・グループ¹」(以下「資金決済WG」という。)

¹ 金融審議会は、金融制度や資本市場など国内金融等に関する重要事項の調査審議等のため、金融庁に設置された内閣総理大臣等の諮問機関である(金融庁設置法(平成10年法律第130号)第6条及び第7条)。2021年9月13日の金融審議会総会において、麻生金融担当大臣(当時)から「安定的かつ効率的な資金決済に関する

における議論や資金決済WGが取りまとめた報告書²（以下「WG報告」という。）等を基に、本法律案の提出の経緯及び概要について解説し、主な論点を紹介するものである³。

1. 本法律案の提出の経緯

（1）金融分野におけるデジタル化の進展

社会経済全体のデジタル化が進む中、金融のデジタル化も加速している。我が国では送金手段のデジタル化が進展するとともに、より低コストで活発な取引の実現に向けた証券商品のデジタル化等に関する検討が進められている。

こうした中、民間のイノベーション促進、適切な利用者保護の確保等を図る観点から、送金手段や証券商品等のデジタル化への対応の在り方等を検討するため、金融庁は2021年7月に「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」（以下「研究会」という。）を設置した。研究会が同年11月17日に取りまとめた「中間論点整理」では、いわゆるステーブルコイン⁴への速やかな制度的対応を行う必要があるとされた。国際的にも、グローバル・ステーブルコイン⁵の取扱いを含め、新たな金融技術等の活用可能性等について議論されている。

（2）マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策

国民の安全と安心を確保し、健全な経済を維持・発展させていくため、政府は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（平成19年法律第22号）（以下「犯収法」という。）を始めとするマネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下「マネロン等」という。）対策⁶に係る法令を整備してきた。また、金融庁は、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を2018年2月6日に制定⁷するなど、金融機関向けの指針等も整備している。しかし、近年、マネロン等の犯罪が複雑化・グローバル化しており、我が国においても対策を見直す必要が生じている。

こうした中、F A T F⁸（金融活動作業部会）は2021年8月30日、第4次対日相互審査報

る制度のあり方について検討を行うこと」との諮問がなされ、金融審議会に資金決済WGが設置された。

² 「金融審議会資金決済ワーキング・グループ報告」（2022. 1. 11）

³ 本稿は、2022年4月4日までの情報を基に執筆している。

⁴ 価格変動が少なく、安定的（ステーブル）になるよう設計されたデジタルマネーや暗号資産であり、「明確な定義は存在しないが、一般的には、特定の資産と関連して価値の安定を目的とするデジタルアセットで分散台帳技術（又はこれと類似の技術）を用いているもの」（WG報告16頁、本稿後述の脚注13における定義の引用）とされている。分散台帳とは、「権限、責任等が異なる参加者が共通の台帳を保有し、プロセスがいつ実行されたかという情報が、特定又は不特定の者の間での合意の下で、その台帳に記録される」ものであり（研究会「中間論点整理」2頁）、ブロックチェーン技術が分散台帳技術の典型例とされている。

⁵ 「（ステーブルコイン）の中で、複数の法域で取引されるなど、取引が相当量に達する可能性があるもの。」

（『2022年版金融時事用語集』（金融ジャーナル社、2021年）57頁）

⁶ 「マネロン等対策」については、Anti-Money Laundering / Countering the Financing of Terrorismの略として、「AML/CFT」と表記される場合もある。

⁷ 金融庁は、ガイドラインを計4回改正した（2019. 4. 10、2021. 2. 19、2021. 7. 19及び2021. 11. 22）。

⁸ Financial Action Task Forceの略。マネロン等対策の国際基準（F A T F勧告）を策定し、その履行状況について相互審査を行う多国間の枠組みであり、1989年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された。G 7を含む37か国・2地域機関が加盟しており、その他九つのF A T F型地域体を加えると、F A T F勧告は世界209の国・地域に適用されている（2022. 3. 24現在）。

告書（以下「F A T F 報告」という。）を公表した。我が国はF A T F 報告において、マネロン等対策の成果が上がっているとされたものの、主な評価項目である「金融機関等の監督」、「金融機関等によるマネロン／テロ資金対策」についてModerate⁹と評価され、重点フォローアップ国¹⁰に分類された。また、我が国の対策を一層向上させるためにも、金融機関等に対する監督やマネロン等に係る捜査・訴追等に優先的に取り組むべきと指摘された。

これを受け、我が国では、金融機関等におけるマネロン等対策の実効性向上が喫緊の課題となっている。銀行業界においては、マネロン等対策業務の共同化による高度化・効率化を図るため、共同機関の設立に向けた具体的な検討が進められている¹¹。

（３）金融審議会における検討

資金決済WGは、2021年10月から計5回にわたり開催された。金融分野におけるデジタル化の進展に関しては、研究会の中間論点整理を踏まえ、ステーブルコインに係る具体的な制度設計について検討を行った。また、銀行業界が検討を進めるマネロン等対策を行う共同機関に関し、業務運営の質を確保するための業規制の在り方について検討を行った。さらに、前払式支払手段のうち「高額」で「電子的に価値の移転が可能なもの」に関し、昨今のサービス提供の動向等を踏まえ、マネロン等対策の観点からの適切な規律の在り方等について検討を行った。資金決済WGは、審議の結果を取りまとめたWG報告を2022年1月11日に公表し、WG報告は、同月31日に開催された第49回金融審議会総会・第37回金融分科会合同会合において了承された。

2. 本法律案の概要

（１）電子決済手段等への対応

2019年6月の米国Facebook社（当時）によるリブラ構想公表等の動きを契機とし、グローバル・ステーブルコインに係る規制や監督上の対応等についての議論が開始された。EUは2020年9月、ステーブルコインを含む暗号資産の規制案を公表した。同年10月13日にはF S B¹²（金融安定理事会）がリスクに応じた規制・監督・監視を求める勧告¹³を公表した。同勧告では、「同じビジネス、同じリスクには同じルールを適用する」という原則に基づき

⁹ マネロン等対策の実施面で有効性が高いと認められる順番に、High、Substantial、Moderate、Lowと評価される。F A T F 報告では、11評価項目中、Substantialが3項目、Moderateが8項目であった。

¹⁰ 法令等整備状況について、約3年後までに改善状況を示す必要がある「通常フォローアップ国」、毎年改善状況を示す必要がある「重点フォローアップ国」、観察期間中（1年）に顕著な進捗を示す必要がある「観察対象国」の順に評価が高い。

¹¹ 一般社団法人全国銀行協会（以下「全銀協」という。）は、2018年6月に「AML/CFT態勢高度化研究会」を設置し、AML/CFT態勢の高度化に向けた検討課題に係る研究を行うとともに、2021年度に「AML/CFT業務共同化に関するタスクフォース」を設置し、共同化が望ましい領域の特定やその実現可能性等の分析・検討を行っている。同研究会は2021年度、実効性のある継続的顧客管理及びリスクベースの取引モニタリングの在り方等に係る調査・研究を行い、2022年1月28日に「継続的顧客管理に関する海外状況調査報告書」を公表した。

¹² Financial Stability Boardの略。F S Bは、1999年に設立された金融安定化フォーラム（F S F）を強化・拡大する形で2009年4月に設立された。主要25か国・地域の中央銀行、財務省、金融監督当局に加え、I M F、世界銀行、国際決済銀行、O E C D等の国際機関の代表が参加し、金融システムの脆弱性への対応や金融システムの安定を担う当局間の協調の促進に向けた活動等を行っている（2021. 12. 31現在）。

¹³ F S B『「グローバル・ステーブルコイン」の規制・監督・監視—最終報告とハイレベルな勧告』（2020. 10. 13）

監督・監視を行う必要性について合意し、翌14日にはG20財務大臣・中央銀行総裁会議が声明文¹⁴を公表した。これらを受け、米国は2021年11月、決済用ステーブルコインの発行者を預金保険対象の預金取扱金融機関に限定する規制方針等を示した。

我が国では、「資金決済に関する法律」（平成21年法律第59号）（以下「資金決済法」という。）上、ステーブルコインは、価値を安定させる仕組みの違いによりデジタルマネー類似型¹⁵、暗号資産型¹⁶に分類できる¹⁷。デジタルマネー類似型ステーブルコインの発行・償還は為替取引¹⁸に該当するものとされ、銀行業の免許や資金移動業の登録等が必要となる。一方、既存のデジタルマネーに関する我が国の法制度は、発行者が責任を負う形でのサービス提供を想定しており、米国等で発行・流通しているステーブルコインのように発行者と仲介者が分離したスキームに対する適用関係が明確でない。

本法律案では、資金決済法上、デジタルマネー類似型ステーブルコインを「電子決済手段」と位置付けることとしている。また、分散台帳技術等を活用した金融イノベーションに向けた取組等を促進するため、信託会社が電子決済手段の発行者になることを可能とするとともに、発行者と利用者の間に立つ仲介者となる「電子決済等取扱業」、「電子決済手段等取引業」等を新たに創設することとしている（図表1）。電子決済等取扱業者、電子決済手段等取引業者等については登録制とし、当局による検査・監督等を及ぼすことでその業務運営の質の確保を図り、利用者保護やマネロン等対策（後述3.（1）参照）の観点から必要な対応を行うこととしている。

図表1 デジタルマネー類似型ステーブルコインの発行者・仲介者のイメージ

発行者	銀行※	信用金庫	信用協同組合	資金移動業者	信託会社
仲介者 (登録制)	電子決済等 取扱業者	信用金庫 電子決済等 取扱業者	信用協同組合 電子決済等 取扱業者	電子決済手段等取引業者	
【対象行為】	銀行等を代理して預金債権の増減を行う行為			電子決済手段の売買・交換、管理、媒介等 資金移動業者等を代理して債権の増減を行う行為	
【参入要件】	一定の財産的基礎、業務を適正かつ確実に遂行できる体制等				
【規制内容】	利用者への情報提供、体制整備義務等				
【監督】	報告、資料の提出命令、立入検査、業務改善命令等				

※信託銀行が信託受益権を用いる仕組みで発行した場合は、電子決済手段等取引業者が仲介者となる。

（出所）本法律案を基に筆者作成

¹⁴ 「我々は、いかなる所謂「グローバル・ステーブルコイン」も、関連する全ての法律上、規制上及び監視上の要件が、適切な設計と適用可能な基準の遵守を通して十分に対処されるまではサービスを開始するべきでないことを支持する。」（財務省「20か国財務大臣・中央銀行総裁会議声明（仮訳）」（2020.10.14）抜粋）
¹⁵ 法定通貨の価値と連動した価格（例：1コイン＝1円）で発行され、発行価格と同額で償還を約するもの等。
¹⁶ デジタルマネー類似型以外のアルゴリズムで価値の安定を試みるもの等。
¹⁷ 現行資金決済法上、デジタルマネー類似型ステーブルコインは通貨建資産（第2条第6項）に、暗号資産型ステーブルコインは暗号資産（同条第5項）に、それぞれ該当し得ると考えられる。通貨建資産は暗号資産の定義から除外されているため、デジタルマネー類似型ステーブルコインの仲介者には暗号資産交換業の規律が及ばない（WG報告（17～18頁））。
¹⁸ 「銀行法」（昭和56年法律第59号）第2条第2項第2号

(2) 銀行等による取引モニタリング等の共同化への対応

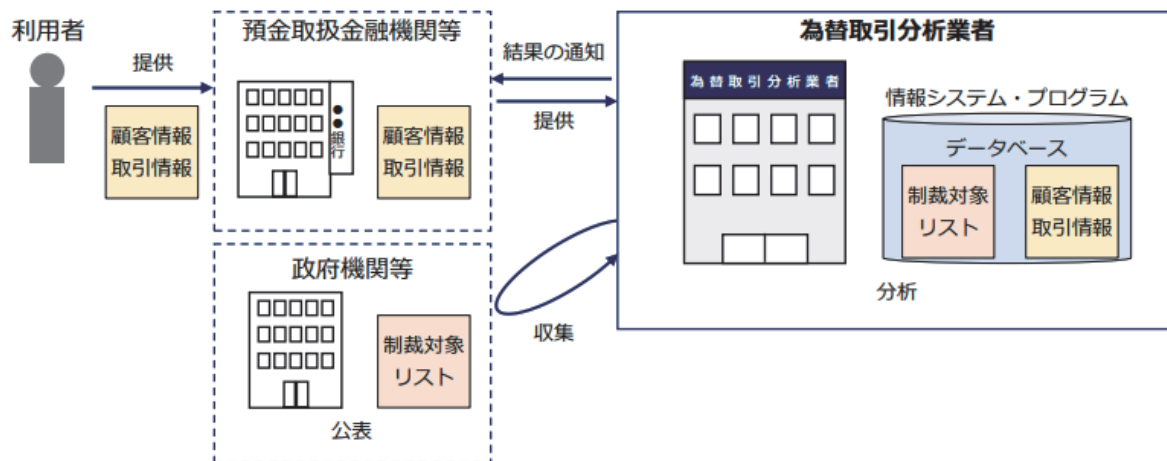
金融機関に対しては、為替取引等に関するマネロン等対策として、犯収法における取引時の本人確認や疑わしい取引の届出等の履行義務が課されている。また、「外国為替及び外国貿易法」(昭和24年法律第228号)においても本人確認の履行義務等が課されている。こうした義務の履行に際し、ガイドラインでは、取引フィルタリング・取引モニタリング¹⁹を行うことが求められている。

F A T F 報告における我が国の取引フィルタリング・取引モニタリングに係る評価結果を見ると、取引フィルタリングについては、ほとんどの金融機関がシステムを導入しているものの、その効果は限定的であるとされた。また、取引モニタリングについては、適切なシステムを導入しているのは少数の金融機関に限られ、導入している金融機関でも誤検知が多く有効性が不十分であるなどと評価された。

マネロン等の犯罪に関しては、その対策が不十分な銀行等が狙われるため、各金融機関における単独での対策に加え、業界全体としての対策に取り組む必要がある。F A T F 報告では、前述の銀行業界における取引モニタリング等の共同化に向けた取組について、小規模の金融機関におけるマネロン等対策の改善に役立つと評価されている。

本法律案では、資金決済WGにおける議論等を踏まえ、複数の預金取扱金融機関等から委託を受け、為替取引に関する取引フィルタリング・取引モニタリングを共同化して実施する「為替取引分析業」を新たに創設することとしている(図表2)。また、為替取引分析業者については許可制とし、当局による検査・監督等を及ぼすことで業務運営の質の確保を図ることとしている(図表3)。

図表2 為替取引分析業のイメージ



(出所) 本法律案に関する金融庁「説明資料」(2022.3) 13頁から抜粋

¹⁹ 金融庁総合政策局「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問(F A Q)」(2021.3.26策定、2022.3.30改訂)では、取引フィルタリングを「取引前やリストが更新された場合等に、反社会的勢力や制裁対象等のリストとの照合等を通じて、反社会的勢力や制裁対象者等による取引を未然に防止することで、リスクを低減させる手法」(改訂版12頁)、取引モニタリングを「過去の取引パターン等と比較して異常取引の検知、調査、判断等を通じて疑わしい取引の届出を行いつつ、当該顧客のリスク評価に反映させることを通じてリスクを低減させる手法」(同70頁)とそれぞれ定義している。

図表3 為替取引分析業（許可制）の規制の概要

対象行為	・複数の預金取扱金融機関等の委託を受けて、為替取引に関し、取引フィルタリング・取引モニタリングを行うこと
参入要件	・一定の財産的基礎 ・為替取引分析業に対する適切なガバナンス体制の確保や資金調達の容易性等の観点から株式会社形態が基本 ・業務を適正かつ確実に遂行できる体制の確保（業務の実施方法等）など
兼業規制	・個人情報の適正な取扱い等との関係で、一定の制限が必要 ・取引フィルタリング・取引モニタリングに関連するものが基本
個人情報の適正な取扱い	・多くの個人情報を取り扱うとの業務特性に鑑み、預金取扱金融機関等と同様の個人情報保護法の上乗せ規制（一定の体制整備義務等）
検査・監督	・業務の適正な運営を確保する観点から当局による検査・監督を実施

（出所）本法律案に関する金融庁「説明資料」（2022.3）14頁を基に筆者作成

（3）高額電子移転可能型前払式支払手段への対応

前払式支払手段は、使用範囲に応じた区分（自家型・第三者型）と財産的価値の記載・記録の方法に応じた区分（紙型・磁気型・IC型・サーバ型²⁰）によって分類される。発行者及び発行者の密接関係者に対してのみ使用可能な「自家型前払式支払手段」の発行者は届出制、それ以外の「第三者型前払式支払手段」の発行者は登録制となっている²¹。2010年4月1日に施行された資金決済法により、同法施行以前から法的に規制されていた²²紙型・磁気型・IC型の前払式支払手段に加え、規制されていなかったサーバ型の前払式支払手段についても規制の対象となった。

我が国で利用されている第三者型前払式支払手段のうちIC型・サーバ型に該当するものの中には、発行者が提供する仕組みを通じて、利用者が他者に対し①チャージ残高を譲渡することにより個人間で支払手段の移転を行うことや、②番号等をメール等で送付することにより当該他者が支払手段として利用することが可能なものがある。このような価値の電子的な移転・譲渡が可能な「電子移転可能型」のうち、高額のチャージや価値の移転・譲渡が可能な「高額電子移転可能型」も存在しており、近年では数千万円のチャージが可能なサービスも提供されている。

本法律案では、マネロン等対策上のリスクが特に高い「高額電子移転可能型」の前払式支払手段発行者に対し、不正利用の防止等を求める観点から、資金決済法における業務実施計画の届出を求めるとともに、犯収法における取引時確認義務等に関する規定を整備することとしている（図表4）。なお、犯収法等の適用対象とする「高額」の水準については、同一の機能・リスクに対して同一のルールを適用するとの考え方にに基づき、機能が類似す

²⁰ 例として、紙型は商品券、磁気型は図書カード、IC型は交通系ICカード等が挙げられる。サーバ型は、金額情報が発行者のサーバ等で管理されるものであり、最近の例として、QRコード決済、電子ギフト券等が挙げられる。

²¹ 2022年2月末現在、届出・登録されている発行者数は、自家型が1,106者、第三者型が896者である。なお、自家型については個人も発行者となれるが、第三者型については法人のみとなっている。

²² 「前払式証票の規制等に関する法律」（平成元年法律第92号）により規制されていたが、同法は資金決済法施行に伴い廃止となった。

る資金移動業者やクレジットカード事業者に関する現行制度及び利用実態等を踏まえ、内閣府令で定めることとしている。

図表 4 高額電子移転可能型前払式支払手段発行者への対応

犯収法適用	犯収法不適用		犯収法適用	犯収法適用
クレジットカード事業者【登録制】	前払式支払手段発行者		資金移動業者	銀行【免許制】
	自家型【届出制】	第三者型【登録制】		
国際ブランドのクレジットカード等 (参考) 利用可能枠は、一般に10万円以上から設定され、少額利用のものとして信用力の低い学生向けに30万円程度とする例がある。	紙型	価値の移転が不可能なもの	第3種【登録制】 (送金5万円以下)	(参考) 銀行窓口における10万円超の現金振込については、犯収法で取引時確認(本人確認)を求めている。
	磁気型	価値の電子的な移転が可能な「電子移転可能型」		
	IC型	アカウント残高が譲渡可能なもの ①残高譲渡型 電子ギフト券等 ②番号通知型(狭義)	本法律案による対応(案) 高額なチャージや移転が可能な「高額電子移転可能型」について、犯収法の適用対象とする。 「高額」の水準は内閣府令で定める。 1回当たり譲渡額等が一定額(例)10万円超 1か月当たり譲渡額等の累計額が一定額(例)30万円超	
	サーバ型	国際ブランドのプリペイドカード ③②に準ずるもの		

(出所) 本法律案に関する金融庁「説明資料」(2022.3)16頁を基に筆者作成

3. 主な論点

(1) ステ이블コインに対する規制の在り方

今回の規制導入の背景には、ステーブルコインを用いた取引が急速に拡大している米国において顧客からの受入資金を適切に保全していない事業者が存在するなど、安全性に懸念が生じた点が挙げられている。また、ステーブルコインについては、FATF等においても、マネロン等のリスクが高い旨指摘されている²³。

ステーブルコインに係る米国・EUの規制を見ると、いずれも発行者を限定するとともに、仲介者に対する規制の導入が検討されている²⁴。現在、我が国ではステーブルコインの発行者が限定されている中、本法律案では信託会社を発行者に追加し、登録制の仲介者を設けることとなっており、米国・EUにおける規制の流れにおおむね合致したものと言える。我が国がステーブルコインの規制の抜け穴となることがないように、マネロン等対策に関しては、諸外国の規制の動向を十分注視し、引き続き足並みをそろえた規制となるよう不断の見直しを行う必要がある。

我が国では2022年3月31日現在、デジタルマネー類似型ステーブルコインの発行実績はない。しかし、三菱UFJ信託銀行株式会社による「Progmatic Coin (プログラマコイン)²⁵」

²³ FATF「いわゆるステーブルコインに関するG20財務大臣・中央銀行総裁へのFATF報告書」(2020.6)

²⁴ 米国では、発行者は預金保険対象の預金取扱機関に限定され、仲介者に対しては州レベルの規制に加え連邦レベルの規制導入が検討されている。EUでは、発行者は信用機関及び電子マネー機関に限定され、仲介者(暗号資産サービス提供者)に対しては認可制の導入が検討されている。

²⁵ 三菱UFJ信託銀行株式会社「本邦初の信託型ステーブルコイン基盤「Progmatic Coin」の提供及び「デジタ

やデジタル通貨フォーラム²⁶による「DCJPY」など、本法律案による改正を見据えた発行を目指す動きもある。米国において銀行と異業種の協働により新たな金融サービスが登場していることを受け、「日本版ステーブルコインがこうした競争・協業を促すことを期待したい」との声もある²⁷。また、近年、金融機関においては各種手数料の引上げ等の動きが見られる。ステーブルコインがこうした既存の金融サービスに係る利用者の不満等を解消し、利用者利便の向上に資するツールとなる可能性もあろう。

また、海外発行のステーブルコインについて、本法律案による仲介者に係る規制の下では、発行者以外の者が取り扱うことはできない。この点につき、WG報告では、「現時点においては、基本的に、国内において発行者の拠点や資産保全等がなされることを求める必要があると考えられる」とされている²⁸。また、それ以外の方策に関しては、今後の諸外国における規制・監督体制の整備状況や実務上の観点等を踏まえ、本法律案による仕組みと同水準の利用者保護等が確保されていると評価できるか等につき、引き続き検討することとされている。

国際的に流通している海外発行のステーブルコインの利用に対して重い規制を課した場合、我が国において個人や事業者の利用が妨げられる可能性もあることから、「使いたいのに使うことができないというのも潜在的な利用者を保護していないということになる」という点を意識するべきとの指摘があった²⁹。他方、ステーブルコインが普及した場合には、預金に準ずる使われ方をすることも想定されることから、イノベーションに配慮するとしても、相当高い利用者保護水準が求められるということを共通の認識とする必要がある旨の意見もあった³⁰。

（２）為替取引分析業者の適切な規模等

WG報告では、多数の銀行等から委託を受けることで為替取引分析業者の業務規模が大きくなる場合、当該業者に対する銀行等による管理・監督の責任の所在が不明瞭となり、その実効性が上がらない可能性がある旨指摘された。また、業務規模の目安となる預金量の規模として、約30兆円から約60兆円という参考値³¹が示された。例えば、全国銀行（110行）の2022年2月末の総預金額は約865兆円であり（図表5）、全ての銀行が委託する場合の為替取引分析業者数は、参考値に鑑みれば少なくとも14業者程度と見込まれる。

ルアセット共創コンソーシアム（資金決済WG）」の設置について」（2022.2.9）では、「ブロックチェーンと受益証券発行信託スキームを組み合わせたステーブルコインの発行・管理基盤」と説明されている。

²⁶ デジタル通貨フォーラムは、70を超える企業・銀行・自治体等が参加する企業連合であり、日本円の銀行預金を裏付けとするデジタル通貨であるDCJPYの実証実験等を開始している。

²⁷ 『日本経済新聞』夕刊（2022.1.31）における野口悠紀雄氏（経済学者）のコメント。

²⁸ WG報告27頁。なお、海外発行のステーブルコインについては、同頁脚注96、97でも触れられている。

²⁹ 第5回資金決済WG（2021.12.28）における後藤元委員（東京大学大学院法学政治学研究科教授）の発言。なお、後藤委員は、本発言の前段において、イノベーション促進と利用者保護は両方大事な政策目的であるとしつつ、一般消費者がステーブルコインを日常的に決済手段として使用するのとは先の話であり、デジタル取引等に慣れた人が使用している状況下における利用者保護の形がある旨も述べている。

³⁰ 第5回資金決済WG（2021.12.28）における坂勇一郎委員（弁護士（東京合同法律事務所））の発言。

³¹ 国内のシステム上重要な銀行（D-SIBs）として指定されている預金取扱等金融機関（グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）に指定されている預金取扱等金融機関を除く。）の預金量の規模が、「約30兆円から約60兆円程度であること等も参考に検討することが考えられる」と示されている（WG報告5頁脚注11）。

図表5 銀行、信用金庫、信用協同組合の総預金額

	全国銀行 (110行)※1					信用金庫 (254行)※2	信用協同組合 (145組合)※3
	都市銀行	地方銀行	地方銀行Ⅱ	信託銀行			
総預金額 (億円)	8,645,034	4,338,944	3,125,605	667,133	409,401	1,602,516	224,048

※1 全銀協「全国銀行預金・貸出金等速報」(2022.3.7)における2022年2月末の値。全国銀行とは、都市銀行5行(みずほ・三菱UFJ・三井住友・りそな・埼玉りそな)、地方銀行62行、地方銀行Ⅱ(第二地方銀行協会加盟の地方銀行)37行、信託銀行4行(三菱UFJ信託・みずほ信託・三井住友信託・野村信託)、新生銀行、あおぞら銀行の110行である。

※2 信金中央金庫地域・中小企業研究所「信用金庫統計」における2021年11月末の値。

※3 一般社団法人全国信用組合中央協会「信用組合業界概況」における2021年3月末の値。

(出所) 全銀協「全国銀行預金・貸出金等速報」(2022.3.7)等を基に筆者作成

一方で、取引モニタリング等の共同化の目的に鑑みれば、業務規模が小さすぎる場合には高度化・効率化の効果も小さくなることが見込まれる。業務規模等を算出する上で目安となる「当該業務に係る金融機関等の数」の下限については、改正資金決済法第63条の23ただし書において「主務省令で定める」こととなっている。取引モニタリング等の共同化により高度化・効率化の効果が高まるよう、適正な業務規模については十分な検討が求められる。

為替取引分析業者については、業務に対する適切なガバナンス体制の確保や資金調達の容易性等の観点から、株式会社形態が基本とされている³²。本法律案において株主の制限に係る規定は設けられていないが、為替取引分析業者の主な利用者となる預金取扱金融機関やその業界団体が株主候補となる見通しとの報道がある³³。

(3) 高額電子移転可能型前払式支払手段の範囲

犯収法等の適用対象となる「高額」の水準については、前述のとおり内閣府令で定めることとされており、本法律案に関する金融庁の説明資料(図表6)では、1回当たりの譲渡額・チャージ額が10万円超、1か月当たりの譲渡額・チャージ額の累計額が30万円超と例示されている。10万円超の基準値は、犯収法で取引時の本人確認を求めている金融機関の窓口における現金振込額を参考にしたものとされている。また、30万円超の基準値は、一般的に10万円以上から設定されるクレジットカードの利用可能枠について、少額利用のものとして信用力の低い学生向けに30万円程度とする例に合わせたものとされている。

資金決済WGでは、10万円及び30万円の基準値について、詐欺等の犯罪に悪用された場合、1回当たりが少額であっても多回数利用により被害が多額に及ぶおそれがあるなど、犯罪抑制等の観点からは高すぎるとの意見³⁴があった³⁵。一方、30万円の基準値については

³² 改正資金決済法第63条の25第2項第1号。なお、一定のガバナンスが確保されている一般社団法人も参入可能である。

³³ 『ニッキン』(2021.12.3)

³⁴ 第4回資金決済WG(2021.12.17)における坂勇一郎委員(弁護士(東京合同法律事務所))の発言。

³⁵ WG報告では、「贈与税の非課税限度額(年間110万円)を超える残高譲渡等を匿名で行えるサービス提供は適切でないこと等から、高額電子移転可能型前払式支払手段の範囲をより広く設定すべき(例えば、1回当

根拠のない数字であり、例えば100万円のチャージが可能であっても1回当たりの利用額を少額に抑えるケースもあることから、一律に区切ることはイノベーションの阻害要因となるため反対であるとの意見³⁶もあった。

現在、高額なチャージや多額の譲渡を行っている利用者はごく少数と見られるが（図表7）、技術の進展やサービスの提供状況の変化に伴い、利用実態が今後大きく変化する可能性もある。引き続き、利用実態等を調査するとともに、高額電子移転可能型前払式支払手段の範囲を見直す場合には、調査結果を活用した十分な検討を行うことが求められる。

図表6 高額電子移転可能型前払式支払手段の要件（ア～オの全てを満たすもの）

要件	ア 第三者型前払式支払手段（電子機器その他の物に電磁的方法により記録されるものに限る）
	イ 電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（(a)残高譲渡型、(b)番号通知型（狭義）及び(c)これに準ずるもの）
	ウ アカウント（発行者が前払式支払手段に係る未使用残高を記載し、又は記録する口座をいう）において管理されるもの
	エ 上記ウのアカウントは繰り返しのチャージ（リチャージ）が行えるものに限る
	オ 次の(a)～(c)に掲げる場合の区分に応じ、当該区分に定める要件のいずれかに該当するもの。
	<p>(a)残高譲渡型の場合 他のアカウントに移転できる額が一定の範囲を超えるもの（例：1回当たりの譲渡額が10万円超、又は、1か月当たりの譲渡額の累計額が30万円超のいずれかに該当）</p> <p>(b)番号通知型（狭義）の場合 メール等で通知可能な前払式支払手段（ID番号等）によりアカウントにチャージする額が一定の範囲を超えるもの（例：1回当たりのチャージ額が10万円超、又は、1か月当たりのチャージ額の累計額が30万円超のいずれかに該当）</p> <p>(c)上記(b)に準ずるもの場合 アカウントへのチャージ額・利用額が一定の範囲を超えるもの（例：1か月当たりのチャージ額の累計額、1か月当たりの利用額の累計額のいずれもが30万円超）</p> <p>※ただし、上記(a)～(c)のいずれかに該当するものであっても、アカウントに係る未使用残高の上限額が一定額以下のもの（例：30万円以下）は、対象外（高額電子移転可能型前払式支払手段には該当しない）。</p>

（出所）本法律案に関する金融庁「説明資料」（2022.3）22頁から抜粋

図表7 電子移転可能型前払式支払手段のチャージ上限額等の分布状況

チャージ上限額	5万円以下	5万円超～10万円以下	10万円超～30万円以下	30万円超～50万円以下	50万円超～上限なし	チャージ残高	1万円以下	1万円超～10万円以下	10万円超～30万円以下	30万円超～50万円以下	50万円超
残高譲渡型（16種類）	7種類	2種類	2種類	0種類	5種類	残高譲渡型（15種類）	88.02%	10.90%	1.08%	0.00%	0.00%
番号通知型（15種類）	7種類	4種類	2種類	0種類	2種類	番号通知型（11種類）	81.85%	18.04%	0.09%	0.02%	0.00%
ブランドプリペイド（39種類）	9種類	9種類	10種類	1種類	10種類	ブランドプリペイド（17種類）	95.02%	4.38%	0.42%	0.17%	0.02%

（出所）一般社団法人日本資金決済業協会「緊急アンケート調査結果」（2021.12.17）を基に筆者作成

（わたなべ まさふみ）

たり2～3万円超、1か月当たりの累計額10万円超）との指摘があった」とされている（52頁脚注166）。
³⁶ 第4回資金決済WG（2021.12.17）における片岡オブザーバー（新経済連盟）の発言。